

2025年6月作成

環境経営レポート

2025年6月15日発行

(対象期間 2023年12月1日～2024年11月30日)



株式会社 山倉建設

目次

- ①環境経営方針
- ②環境経営目標
- ③環境経営計画
- ④目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・次年度に向けての取組
- ⑤環境関連法規等のとりまとめと遵守状況のチェック表
- ⑥環境関連法規制への違反、訴訟等の有無、苦情対応
- ⑦組織図
- ⑧代表者による見直し

事業活動の概要

1.社名及び代表者名

株式会社 山倉建設
代表取締役社長 和田 明人

2.所在地

本社	〒380-0874	長野市大字茂菅字境沢西11-4
地蔵平資材置き場	〒380-0875	長野市大字小鍋字地蔵平
小鍋資材置き場	〒380-0875	長野市大字小鍋字神白
新諏訪倉庫	〒380-0873	長野市新諏訪2丁目10-21

3.環境管理責任者・担当者

取締役本部長	鈴木秀樹	(Tel026-233-1401)
事務局	持田徳賜	E-mail yamakura@yamakura-ken.com

4.事業内容

総合建設業 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業
舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業)

除雪業務委託

産業廃棄物収集運搬業 (主として工事の下請けをする際に必要なため取得)

一般廃棄物収集運搬業

保持する廃棄物収集運搬許可内容

	産業廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬
許可番号	2008073043	10085
許可年月日	2020年9月29日	2025年4月1日
許可の有効期限	2025年9月28日	2027年3月31日
事業の範囲 (事業の区分と廃棄物の種類)	収集運搬 (積替保管を除く) する産業廃棄物 ・ 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・がれき類	収集運搬 (積替保管を除く) する一般廃棄物 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、資源物 (紙類、缶類、びん類、ペットボトル)、木くず (伐採木、剪定木及び流木に限る。))・刈草 家庭から一時的に多量に排出されるごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (紙類、缶類、びん類、ペットボトル)、木くず (伐採木及び剪定木に限る。))・刈草
運搬車両の種類と台数	2 t ダンプトラック 3台 3 t 1台 8 t 1台	2 t ダンプトラック 5台 3 t 1台 0.35 t 1台

受託した廃棄物の収集運搬量（57期）

産業廃棄物	今期は収集運搬実績無し
一般廃棄物	紙類 48.0kg

5.事業規模

資本金 2,000万円

年間売上 599百万円(第57期 2023年12月1日～2024年11月30日)

従業員数 17名

事務所の延べ床面積 234.04m²

6.設立

1968年 7月10日

7.認証登録範囲

全組織、全事業を対象とする。

①環境経営方針

地球環境問題の改善に取り組むことは、今や人類共通のテーマです。
私ども山倉建設は、建設業を通じて地域環境整備に貢献してまいりました。
今後は、事業を通じて循環型環境社会システムを構築し、『地球にやさしい』建設業
を目標とし、経営者から全社員に至るまで、一致団結してこれに取り組み
新しい形での会社の存続と発展を実現させます。
そして常に、地球の未来を考える地域社会から信頼される企業を目指します。

2. 基本方針

前述の基本理念を踏まえ以下の6点を当社の環境方針と致します。

- A 環境に配慮した事業活動を行ない、環境保全活動の継続的な推進に努めます。
- B 環境関係法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- C 事業活動に使用する化石燃料等(軽油、ガソリン、灯油、電力)の省エネルギーに努め、CO2削減に寄与し、地球温暖化防止に努めます。
- D 廃棄物の削減に努力し、発生した廃棄物は環境に細心の注意を払って、分別処理をし、リサイクルに努めます。
- E 建設工事に伴う環境負荷(騒音・振動等)の低減に努め地域に優しい施工を実行します。
- F 産業廃棄物収集運搬時のエコドライブに努めます。
- G 夏季工事における現場環境の状況把握に留意し、従業員の健康と安全を守るために熱中症対策を行います。

この環境方針は社員全員及び協力会社に周知するとともに一般の方にも公開致します。

制定日 2009年11月1日
改定日 2025年6月10日
株式会社 山倉建設
代表取締役 和田 明人

②第58期(2024年12月1日～2025年11月30日)環境経営目標

作成日	2024年12月1日
-----	------------

作成	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	和田

当社における2008年を基準に第58期及び中長期の環境目標を設定しました。

環境への負荷の軽減目標

項目		単位	基準値 (2008年)	55期 年間	56期 年間	57期 年間	58期 年間	59期 年間	60期 年間
二酸化炭素排出量 の削減		kg-CO2	154,323	131,175 15%削減	129,631 16%削減	128,088 17%削減	126,545 18%削減	125,002 19%削減	123,458 20%削減
廃棄物排 出量の削 減	再生可能廃棄 物排出量のリサ イクル率	t	1,525	—	—	—	—	—	—
		%	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上
	一般廃棄物の リサイクル率	%	80%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上
	コピー用紙購入 量の削減	--	--	コピー用紙使用量の削減を推進する					
産業廃棄物の排出量に関しては施工量で大きく変化し操作不可能な為、未記述とした。									
総排水量(水使用量)		m3	500 ※(注)	500 見直し基準値	447.5 10.5%削減	445.0 11%削減	442.5 11.5%削減	440.0 12%削減	437.5 12.5%削減
グリーン購入の推進			再生資材の使用を推進する 事務用品はエコ製品の使用を推進する						
環境保全活動の推進			構内緑化活動、環境保全事業への積極的参加、現場周辺の清掃などの取り組み を推進する。						
施工及びサービスの改善 (優しい施工、環境に配慮した工 事)			工事毎に気配りされた優しい施工、環境に配慮した施工を行う ・道路補修工事は近隣の住民に配慮する ・型枠として使用した板材は繰り返し使用する ・住宅工事は粉塵やごみを出さない施工をする ・工事副産物のリサイクルに努める						

※ 二酸化炭素排出量の目標は、2008年の実績を基準値として毎年1%ずつの削減を目標とする。

※ 廃棄物等の目標については、排出量に関しては当社の努力で増減は不可能な為、未記述としているが、リサイクル率に関しては毎年99%以上を維持する。

尚、最終処分に必要な廃棄物が受注工事で発生した場合は、我々側での変更削減は不可能なので、目標数値に達成しないとして、もやむを得ないとする。

※ 総排水量の目標は、2021年度(55期)の実績を基準値として再設定、毎年0.5%ずつ削減する。

※ 購入電力の排出係数については、2022年度事業者別排出係数の中部電力ミライズ(株)の調整後排出係数を使用している。(0.459kg-CO₂/kWh CO₂排出原単位)

※ 化学物質の管理については徹底することが大前提ではあるが、実際の作業は無い。(MSDSの入手のみ)PRTR物質の使用も無いので環境目標から外す事とする。

作成	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	和田

③第58期環境経営活動計画 作成日 2024年12月1日

「環境目標」及び「環境への取り組みのまとめ」の結果より、環境活動計画を作成した。

平成21年11月より、この計画に沿って、工事部門及び事務所部門担当者が環境計画を進めて行くこととしました。

昨年1年間において、実施が認められる項目については二重丸を記入、実施未達ではあるが引き続き活動目標とする項目については丸を記入する。

環境目標		環境活動内容	対象範囲	
			本社	現場
二酸化炭素排出量削減	電力使用量の削減	エアコン温度設定及び室温管理	◎	
		不要照明の消灯徹底	◎	
		退社時のパソコン電源オフ	◎	
		ソーラー式装置等の優先使用		◎
	ガソリン・軽油の使用量の削減	現場における適材適所の機械使用		◎
		アイドリングストップ活動の推進	◎	◎
		エコドライブの徹底	◎	◎
		車両入替時には低燃費車購入の積極的検討	○	○
		環境対策型建設機械の購入	◎	
		環境対策型建設機械の使用		◎
総排水量	水使用量の削減	水道の蛇口をこまめに締める	◎	
		節水アピールの強化	◎	
		現場における水使用量の把握		○
紙資源の使用量	コピー用紙の購入量の削減	コピー用紙の裏面使用の推進	◎	
		両面コピーの推進	◎	
		書類管理の紙以外の媒体使用の推進	○	
		電子媒体によるデータ保存の実施	◎	
廃棄物排出量の削減		紙類の分別収集	◎	
		産業廃棄物のマニフェスト管理の徹底及び再資源化処理施設への搬入推進		◎
		一般廃棄物のリサイクル率85%以上を目指す	◎	
建設資材、事務用品等		再生資材の使用（砕石・合材等）		◎
		グリーン購入の推進	○	
		コピー用紙・ファイル・封筒についてはエコ製品の使用を推進する	○	
環境保全活動		構内緑化活動（花植え）	◎	
		環境保全事業への積極的参加	◎	
		現場周辺の清掃作業		◎
		会社周囲及び頼朝山登山道の草刈ボランティアの実施	◎	
		ソーラーパネル設置による電力確保	◎	
施工及びサービスの改善 （優しい施工、環境に配慮した工事）		道路補修工事は近隣の住民に配慮する		◎
		極力型枠を使用し板材は繰り返し使用する		◎
		住宅工事は粉塵やごみを出さない施工をする		◎
		工事副産物のリサイクルに努める		◎

各活動担当者

何を	誰が	いつ
電力使用量の削減 (エアコン等の温度設定) (消灯・電源オフ)	総務課 持田 総務課 持田 最終帰宅者	日常職務時 同上 帰社時
ガソリン・軽油の使用量削減 環境対策型建設機械及びエコ・カー導入	車両・重機運転者全員 各現場では責任者 社長	使用時 施工計画時及び施工時 車両入替時
水使用量の削減	監督 鈴木 実行 総務、事務員	日常随時
	現場では代理人が水の使用量を把握	現場施工時
コピー用紙の裏面利用推進 両面コピー推進 書類管理の紙以外の媒体使用の推進	監督 鈴木 実行者 全員	日常随時
廃棄物排出量の縮減 紙類の分別収集 産業廃棄物のマニフェスト管理の徹底 再資源化処理施設への搬入推進 一般廃棄物のリサイクル率85%	監督 鈴木 総務 持田 各現場代理人 総務 持田	各工事施工計画時 日常随時 各担当工事において 日常随時
再生資材の使用 グリーン購入の推進 エコ製品購入の推進	各現場代理人 総務 山口 社長・総務	各担当工事において 備品購入時 備品購入時
環境保全事業への積極的参加 社外ボランティア活動の実施 構内緑化活動 現場周辺の清掃活動	社長・鈴木・持田 社長以下全従業員 社長・総務 各現場代理人	業務公告時 定期的に実施 各現場施工時

作成日 2025年4月1日

作成	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	和田

④目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・次年度に向けての取組

環境への負荷の軽減目標と達成状況【令和5（第57期）年の数値目標】

	単位	目標	実績	達成状況
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	128,088	108,710	○
再生可能廃棄物排出量のリサイクル率	%	99%以上	99.80%	○
一般廃棄物のリサイクル率	%	85%以上	100.00%	○
総排水量（水使用量）	m3	445	468	△

○：達成、△：わずかに未達成、×：目標の半分以下

1) 二酸化炭素排出量の削減に関して

第57期の年間目標128,088kg-CO2に対して実績108,710g-CO2と目標を達成しました。

年間目標の約84%で収まっており、今年も好結果を維持しています。

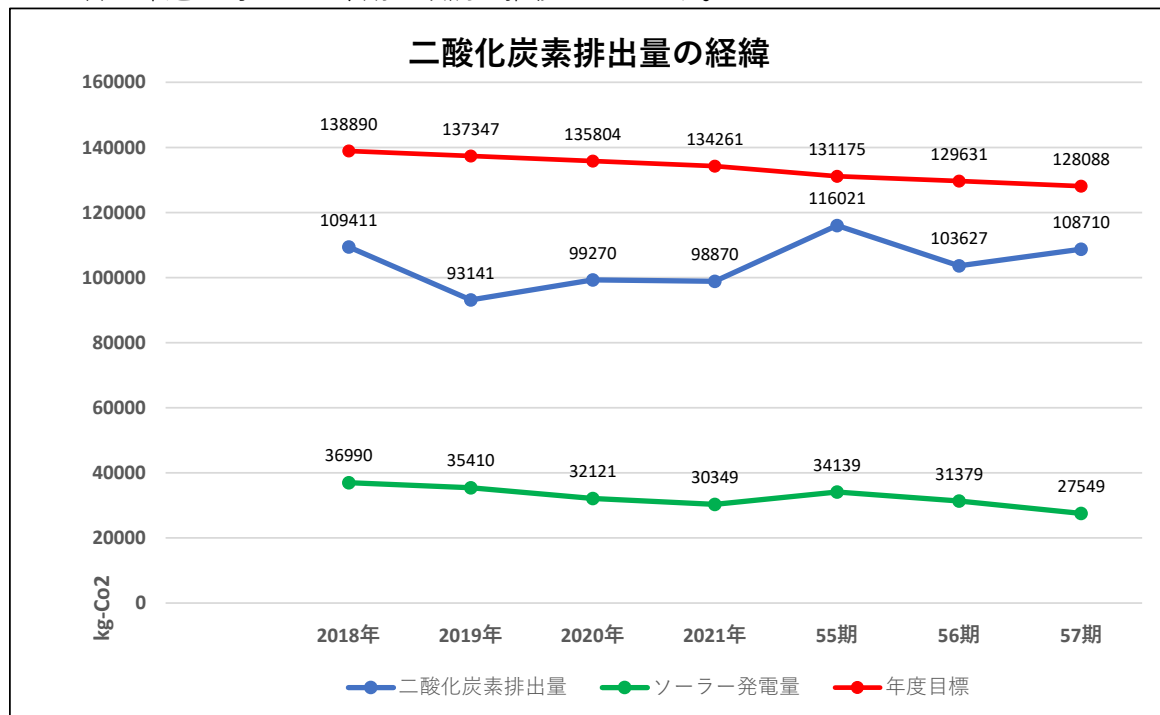
2030年に向けた指標108,000kg-CO2に対しても若干上回っています。

エネルギー使用量も前年より減少している。除雪等で使用する軽油の消費が増えました。

ソーラーパネル発電による排出量削減は27,549kg-CO2となり、排出目標の21.5%前後に相当します。

この削減量を考慮すると、最終的に80,259kg-CO2の排出量となりました。

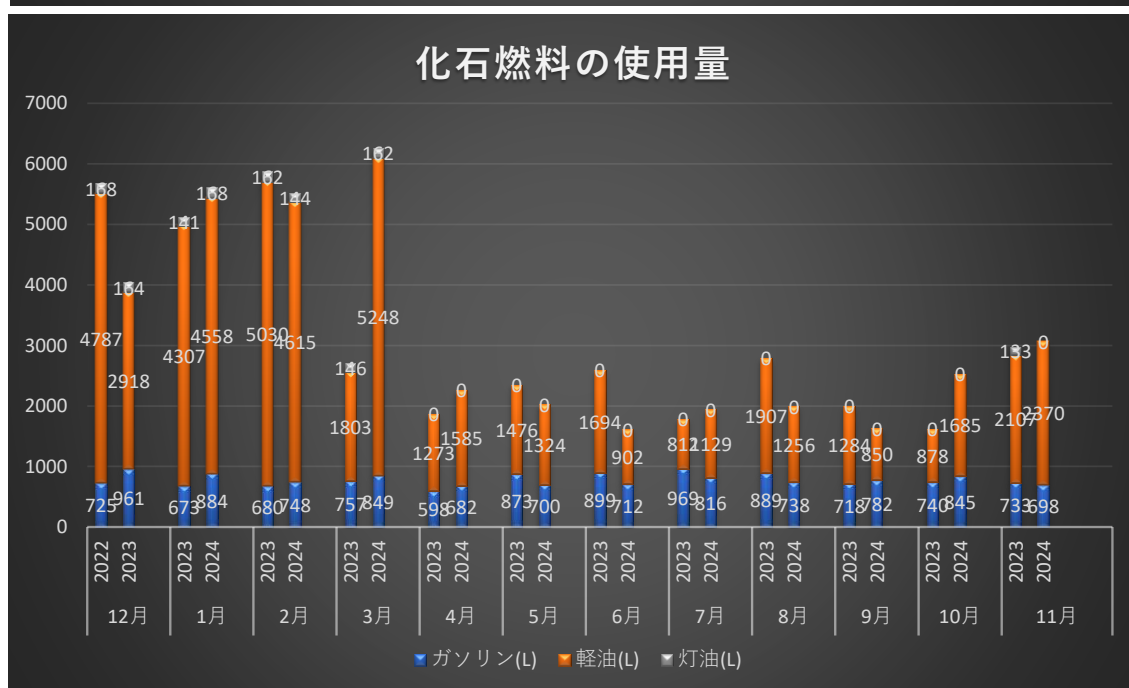
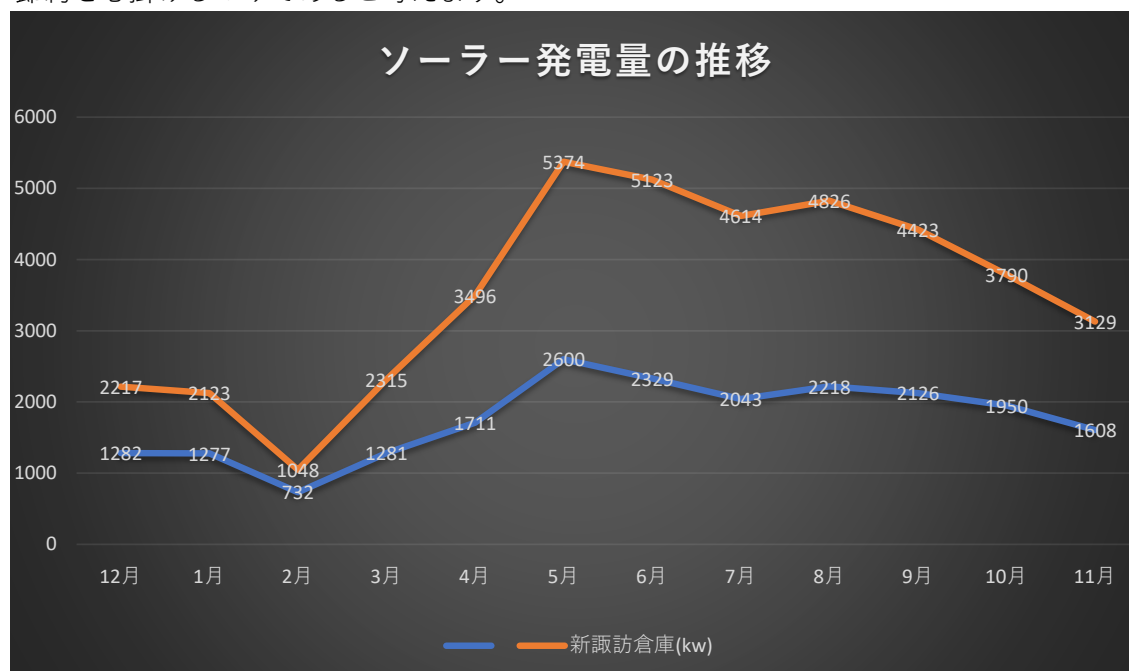
一番の命題に対しては今期も順調に推移しています。



例年12月から3月までの除雪シーズンは化石燃料の使用量が増大しています。最近では排雪作業の量が増えており消費量はさらに増大しています。

基本的に建設機械は軽油を使用しており作業場での消費量削減を図るのは困難です。

建設機械のスペックが発展し省エネルギー性能が格段に上昇するか、或いは軽油以外の燃料による駆動システムを持つ建設機械が登場するのを待つしか方法は無く、現状は出来るだけ節約を心掛けるのみであると考えます。



(排雪作業状況)



(除雪作業状況)

冬期間における除雪車量の化石燃料消費量が二酸化炭素排出量を左右します。

電気使用量は23,906kWhと約24%の増加。冷房を使用する期間が確実に増えている事が実感できます。健康にも関わる話なので設定温度の管理とともに過剰になり過ぎないように注意しながら節電に努めたいと思います。



もちろん無駄がないように引き続き節電への活動は続けて行きます。

**(28℃設定では室内は冷えない位
日中の気温が上がっている。)**

2) 水使用量の削減について

水使用量の目標見直し445m³に対し、使用量は468m³、目標未達ではありますが前年と比較して僅かではあるが削減に成功しました。ただこれも夏場の気象状況次第で大きく左右すると思われます。

3) 紙資源使用量の削減について

電子媒体の積極使用による紙資源使用量の削減については今年も進めていく予定です。電子媒体利用は十分浸透してきたと思われます。。

4) 廃棄物リサイクル率の向上と最終処分量削減について

産業廃棄物の総排出量は1293.7 tと前年の6割増しとなりました。大きな舗装工事や道路改良工事の受注が多かったと言う事です。
再資源化はほぼ100%をキープしています。

5) 建設資材、事務用品等

例年同様発注者の意向に沿ってリサイクル品の使用を進めて行きます。
再生砕石やAs合材については、ほぼ再生率100%の製品を使用しています。
グリーン購入の推進についても、例年同様進めていきます。

6) 環境保全活動について

新型コロナの感染拡大も落ち着き漸くコロナ前の生活が戻って来ています。
環境活動も以前の様な進め方でいけると考えています。



(会社周辺の草刈り活動)



(会社周辺の草刈り活動)

夏場の野外活動においてマスク等の着用が不必要となり、熱中症への危険度が軽減されたと思います。

関係者全員の努力に感謝すると共に今後も同様の協力をお願いします。

7) 次期の取組内容

引き続き細かな努力を継続させて行きたいと考えています。

① コピー用紙購入量の削減

電子媒体利用も含めて削減しつつあります。

② 環境保全事業への積極的参加

可能なものは今年も積極的に参加したいと思います。

④ 環境保全と労働安全の両立化

猛暑、ゲリラ豪雨等の急激な環境変化による落石・倒木等の災害が増えています。迅速に適切な処理を行う事で地域の安心企業としての地位を確立すると共に『信州の優しい会社』を目指します。



ゲリラ豪雨後の落石撤去



積雪の重みによる倒木撤去

エコアクション21としての進捗は順調に進んでいると思います。
但しそこからSDGsへの発展展開はまだこれからだと考えます。日常の努力を
地道に続けることから持続性への進化が果たせれば次のステージに進めると信じます。

今後も着実に活動を進めて行きたいと強く思っています。

⑤環境関連法規等のとりまとめと遵守状況のチェック表

作成日	2012年9月 5日
改正日	2025年4月 1日
遵守評価日	2025年4月1日

作成	遵守評価	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	鈴木	和田

環境法令等	要求事項	順法状況	備考
騒音規制法	地域別騒音規制基準の遵守	順守	
	特定建設作業の届出 開始 7 日前 （市町村長宛）	順守	
	日曜、休日、夜間の当該作業の禁止	順守	
	作業開始前の付近住民への説明と苦情の未然防止措置	順守	
振動規制法	地域別振動規制基準の遵守	順守	
	特定建設作業の届出 開始 7 日前 （市町村長宛）	順守	
	日曜、休日、夜間の当該作業の禁止	順守	
	作業開始前の付近住民への説明と	順守	
水質汚濁防止法	有害物質（カドミウム、有機リン化合物、鉛など）を含む浸透水を地下に浸透させないこと	該当無し	
	事故により油を流出させたときは知事に届け出ること	該当無し	
大気汚染防止法	特定粉じん（石綿＝アスベスト）の規制（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事） ・ 事前調査・説明（法18条の17） ・ 解体等工事を施工するとき、掲示板の設置・調査結果等の掲示（法18条の17） ・ 作業基準遵守（法18条の18）	該当無し	
既設建築物におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る手続きについて（実施要領）[長野県]	既存建築物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る手続き	該当なし	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄の禁止	順守	
	木くず、型枠などの野外焼却禁止	順守	
	産業廃棄物の適正処理（排出事業者） ・ 自社による運搬時の表示、書類携帯	順守	

	・保管基準(60cm四方の表示、飛散・浸透防止) ・建設事業に伴い発生する産業廃棄物を、排出した事業場外において保管する時には 予め県知事に届け出る。(保管面積300㎡以上) - 保管を廃止した場合は、30日以内に届け出る。 ・収集、運搬、処分等の委託の基準 ・多量排出事業者(6月末までに減量等計画の提出、実施状況の報告) ・マニフェストの発行 マニフェストの返却確認 (B2,D票90日,E票180日以内に返送ない場合は30日以内に県知事へ報告) - マニフェストの保管 (A、B2,D,E票 5年間) - マニフェスト交付等状況の報告書の提出(毎年6月末まで) - 産廃処理業者から処理困難通知を受けた時の対応 - 産業廃棄物処理業の許可等 - 運搬受託者としてのマニフェストの対応 - 収集運搬業者の虚偽のマニフェストの交付等の禁止 - 一般廃棄物の処理(排出事業者) - 一般廃棄物処理業の許可	順守 該当無し 該当無し 順守 順守 順守 順守 順守 順守 順守 順守 順守 順守 順守 取得	
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(長野県) 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	保管の基準 地面を掘り下げ又は地中での保管基準 火災防止 木くずは容器がない場合は90日以上はできない 木くずチップは容器がなければ180日以上はできない 木くずチップの保管の表示、基準 産廃の適正処理を目的とした調査・確認・措置(法：注意義務)及び不適正処理(おそれ)の場合の必要な対応(排出事業者) 産業廃棄物の適正な処理に関する規制 ・工事受注者の講ずべき措置(県条例16条、市条例25条) 雑則 ・実績報告(6月末までに産廃処理業者は報告)(県条例54条) ・準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画(6月末までに減量等計画の提出、実施状況の報告)(市条例79条)	該当無し 契約締結の際等に確認 順守 順守 多量排出該当	

長野市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例 工事等当該市町村に おける廃棄物条例	その地域における廃棄物の処理	順守	
工事等当該市町村の 環境保全に関する 条例等	その地域に求められる環境の保全	順守	
建設工事に係わる資材 の再生資源化に関する 法律 (建設リサイクル法)	特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の再資源化を行うこと 工事に当っては再資源化された建設資材を使用すること 対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付する 元請業者は下請業者に対し、県知事又は市長への届出事項を告知すること	順守 順守 順守 順守	
資源有効利用促進法	再生資源の利用（法15条） ・再生資源利用計画の作成等（省令8条） ・管理体制の整備（省令9条） 指定副産物に係る再生資源の利用の促進（法34条） ・再生資源利用促進計画の作成等（省令7条） ・管理体制の整備（省令8条）	順守 順守	
建設副産物適正処理 推進要綱（国交省）	建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を適切に実施する基準	順守	
土木工事現場必携（長野県）	共通編12 建設副産物対策	順守	
消防法 長野市火災予防条例	消火器等の消火設備の設置 火災警報設備の設置 避難設備、経路の確保 (ドアの前に荷物を置かない等) 指定数量未満の危険物（法9条の4） 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、届出等（長野市条例30～32条、46条）	順守 順守 順守 順守 順守	
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (オフロード法)	適正燃料の使用(軽油) 点検整備の励行 オフロード法基準適合車輛の使用	順守 順守 順守	

⑥環境関連法規制への違反、訴訟等の有無

社長及び環境管理責任者が台帳を元にチェックをした結果、
環境関連法規への違反はありません。

尚、訴訟及び、関連当局からの指摘は過去5年間ありません。

今後も同様に違反等を起こさないように注意しつつ業務に努めて参ります。

外部からの苦情受付結果

作成日	2011年6月1日
遵守評価日	2025年4月1日

作成	環境管理責任者
持田徳賜	鈴木秀樹

当社は施工に先駆けて、工事現場及び近隣地区の地区代表・沿線住民に対して工事の内容、工程を十分に説明し、工事内容の案内配布・回覧等を行っています。

騒音・振動等予め迷惑をかけられる工種についてはその内容・時期等をくわしく説明することを心がけています。

従って、現在に至るまで外部からおおきな苦情があったことはありません。

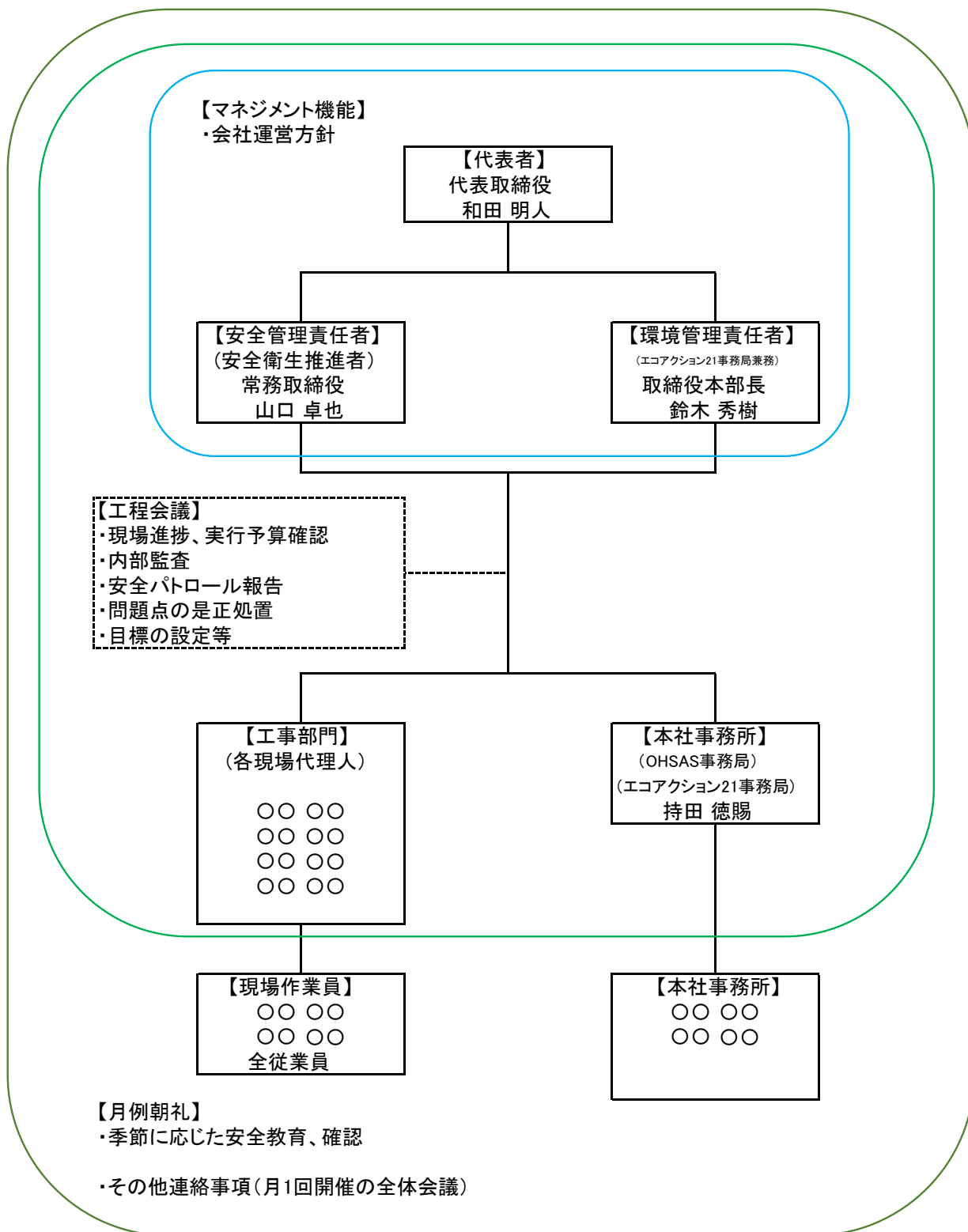
また、小さなクレーム等があった場合には即座に対応し、なるべく当日の内に解決するよう努力しています。

⑦ 5.3.1 組織図

組織の命令系統を組織図で示す

作成: 2009年11月1日
確認: 2025年4月1日

作成	確認	確認	承認
持田	山口	鈴木	和田



⑧ 代表者による見直し

年々猛暑の度合いが高くなりエコアクションやSDGsが提唱している未来への危惧が決して冗談では無いと感じられる日々が続いています。

化石燃料を燃焼させる事によって生ずる温室効果ガスが本当に地球温暖化の主要因だとするのならば何処かで大きな転換期を迎える必要が有るかもしれません。

とは言え今出来る事はまだ限られています。Co2の排出量を可能な限り減らし将来の危機の可能性を小さくする事です。

難問ではありますが出来る努力を続けて行きます。

皆様のご協力をお願い致します。

1.環境経営方針

今期も環境目標の基本方針に関しては現状のままとする。

2.環境経営目標

二酸化炭素排出量の削減はほぼ順調である。今後もこのペースを維持したい。

総排水量のについては半期ごとに状況を確認して歯止めをかけたい。

3.環境経営活動計画

下方修正せずにこのまま目標とする。

4.環境経営システム

これに関しても今のところ変更は考えない。但し我々の弱点と思われる箇所は見直しを行い新たな武器に繋がる様検討を進めたい。

5.実施体制

変更なし、このままとする。

2025年 6月10日

代表取締役

和田 明人